東洋史研究
第六十七卷　第二號　平成二十年九月發行

前漢景帝期國制轉換の背景

杉村伸二

はじめに
一　景帝による諸侯王對策の路線轉換
二　景帝劉啓と十四皇子
三　漢朝における皇子封建の意義
四　景帝による皇子封建の過程
五　宗室封建問題と國制轉換
（一）　景帝中五年王國官制改革
（二）　國制轉換の契機
おわりに

はじめに

景帝中五年（前一四五）、景帝は諸侯王國の官制に對する抜本的な改革を斷行する。

諸侯王、高帝の初め置く、金璽盭綬、其の國を治むるを掌る。太傅有りて王を輔け、內史は國の民を治め、中尉は武職を掌り、丞相は衆官を統べ、群卿大夫都官は漢朝の如し。景帝中五年、諸侯王をして復び國を治るを得ざらしめ、天子爲に吏を置き、丞相を改めて相と曰い、御史大夫、廷尉、少府、宗正、博士官を省き、大夫、謁者、郎、諸官の長丞は皆な其の員を損なう。（『漢書』百官公卿表上、以下「百官表」と略稱）

この改革により、諸侯王は漢初以來與えられてきた封國の統治權を奪われ、王國統治は漢朝の派遣する王國相と內史によって行われることになる。高祖が導入した同姓諸侯王による分割統治體制はここに終わり、實質的には諸侯王國も郡と同樣の行政區畫となり、漢帝國の全土を皇帝が直接統治することになったのである。

景帝中五年に行われたこの王國官制に對する改革については、諸侯王に王國の統治を委ね帝國を分割して統治する郡國制から、皇帝が帝國全土を一元的に統治する郡縣制へと國制を轉換し、皇帝專制支配が達成された重要なターニングポイントとして、從來の研究によって評價されている。またこの改革とそこへ向かう流れ、すなわち景帝卽位直後からの王國封地削減、吳楚七國の亂の勃發とその鎭壓という一連の政治的動向についても、高祖以來の一元的な郡縣支配への志向・努力の成果として說明されてきた(1)。すなわち、高祖の異姓諸侯王肅淸より文帝期までの對諸侯王政策を一貫した一元的中央集權化政策ととらえ、景帝の削地策はその最終段階であり、吳楚の亂鎭壓により漢朝優位が決定的となったところで行われた王國改革によって、漢初以來の宿願であった一元的統治體制が完成する、というものである。

たしかに、高祖の異姓諸侯王の肅淸、文帝の分國策、そして景帝の削地策、吳楚七國の亂、王國官制改革と續く歷史的な展開を「一元的中央集權への過程」として「評價」することは間違ってはいないだろう。しかし、それはあくまでも歷史的に俯瞰した結果に對する「評價」であり、それらの施策が行われた當時において、高祖や文帝が一元的統治を指向していたのか、さらには景帝による削地策・王國官制改革の目的がその流れに乘った「郡縣化」にあったのか、という點については、別に問われなければならない問題である。

私はこれまで、高祖から文帝期までの郡國制のあり方について考察を加えてきた中で、郡國制による分割統治は帝國統治の有效な施策として採用されたこと、文帝期までは郡國制による國制整備が目指されていたこと、さらには、從來說明されてきた高祖以來の一貫した一元的中央集權化への道筋というのは結果論的な視點であると指摘してきた。(2)

しかし、そのような視點で見たときすぐさま問題となってくるのは、なぜ景帝は漢初郡國制から一元的な中央集權體制へと轉換することにしたのか、ということである。漢初の郡國制が帝國統治に有效であったならば、景帝の治世になって、なぜその方針を轉換する必要があったのだろうか。この問題は漢初の郡國制の有效性を指摘する上では、避けては通れない問題である。そしてこの問題を解く重要な鍵となるのが、景帝中五年に行われた王國改革なのである。

はたしてこの改革は一元的な中央集權體制、すなわち「實質的な郡縣制」への移行を目的として行われたのだろうか。「郡國制」から「郡縣制」へという國制の轉換點にまつわるこの重要な疑問に、新たなる回答を求めるべく、まずは景帝卽位の時點に立ち戻って考えてみたい。

一　景帝による諸侯王對策の路線轉換

文帝後七年（前一五七）六月、長安城未央宮にて前漢五代皇帝である文帝が崩御した。二十三年の在位の間、呂后專權後の混亂を收束したことに始まり、對匈奴和親政策、農業の奬勵、刑法改革など、建國から半世紀をむかえた漢帝國の國力を充實させることに腐心したその治世を讃えて、司馬遷、班固はそろって「仁君」と評している。(3)そうした文帝評には後世の粉飾が幾分か加味されているとしても、代國より入朝して皇帝となり、高祖の始めた郡國制統治體制を維持、整備していったのはまぎれもなく文帝であり、その行政手腕とバランス感覺は高く評價されてしかるべきである。(4)

その偉大なる父帝の後を襲ったのが景帝劉啓である。景帝は卽位と同時に文帝を顯彰する詔を布告し、文帝の仁政路線を引き繼ぐかのような政策を矢繼ぎばやに實施する。元年（前一五六）正月には農民が肥沃な土地に移住することを許可

し、四月には天下に大赦を施し民爵を賜與、また御史大夫陶青を派遣し匈奴と和親を結んでいる。翌月には田租半免の詔を發し、七月には皇帝自らの發案で官吏の贈賄罪に關する法の整備に着手している。[5] まるで、父帝の治世をそのままトレースするかのようなこれらの政策は、景帝が文帝の進めた路線を忠實に繼承しようとしていたことを如實に示している。

しかしその一方で、景帝は卽位後まもなく諸侯王國封地の削減を斷行している。

三年冬、楚王朝す。鼂錯因りて言う、楚王戊往年薄太后の爲に服し、私に服舍に姦せり、請うらくは之を誅さんことを、と。詔して赦し罰して東海郡を削る。因りて吳の豫章郡、會稽郡を削る。前二年に及び趙王に罪有りて、其の河閒郡を削り、膠西王卬爵を賣り姦有る以て、其の六縣を削る。（『史記』吳王濞列傳）

まず景帝二年（前一五五）には、王の罪過を理由に趙國から河閒郡を、そして膠西國から六縣を沒收する。翌三年（前一五四）にも、楚王の服喪期閒中の姦淫を咎めその所領から東海郡を削り、さらには長年入朝を怠ってきた吳王に對して、吳・鄧の二郡[6]の沒收を決定するのである。景帝のこうした動きに反發した吳王劉濞は、同年、封地を削られた諸侯王たちを抱き込み大規模な反亂を起こす。前漢最大の內亂として有名な吳楚七國の亂である。反亂勃發當初は豫斷を許さぬ形勢だったものの、[7] 蓋を開けてみれば二ヶ月足らずで反亂軍は總崩れとなり、反亂に荷擔した七國の王はいずれも自殺もしくは誅殺されて反亂は幕を閉じ、漢帝國と景帝は事なきを得た。とはいえ景帝による性急な諸侯王封地の收奪が、天下分け目の大規模な諸侯王反亂を引き起こした直接の原因であることは閒違いない。その治世前半に二度の諸侯王の謀叛事件を經驗しながら、寬大な處置と諸侯王・宗室に對する恩典を施すことにより、郡國制統治體制の維持に努めた文帝の方針とくらべるならば、[8] 景帝の諸侯王國に對する容赦のない態度は、その他の施策で文帝路線を忠實に繼承しているのとは對照的である。

反亂の引き金となった景帝の對諸侯王政策は、そのブレーンであった鼂錯の存在が大きく影響を與えていたとされる。鼂錯は若くして刑名の學を修め太常掌故に任じられていたが、文帝の時、齊の伏生のもとに遣わされ尙書を學ぶ。歸京後

は太子舎人に任じられ、その後、太子門大夫、太子家令と東宮府のなかで昇遷していった。この時に太子であった劉啓と主従關係を結ぶことになる。その間も鼂錯はしばしば文帝に上書しており、その際に諸侯王封地の削減を提言している。文帝十二年（前一六八）には、第二回の賢良方正科に及第し中大夫に任じられたが、文帝はその才能は認めながらも、その過激な對諸侯王政策を採用することはなかった。しかし、太子劉啓が即位するや鼂錯はブレーンとして信任され、瞬く間に内史から御史大夫へと昇進し、その持論である削地策も景帝によって採用されたのである。

孝景帝即位するに及び、錯は御史大夫と爲り、上に說きて曰く「昔高帝初めて天下を定め、昆弟少く、諸子弱く、大いに同姓を封じ、故に擘子悼惠王を王として齊の七十餘城に王とし、庶弟元王を楚の四十餘城に王とし、兄子濞を吳の五十餘城に王とす。三庶擘を封じて、天下の半ばを分かつ。今、吳王前に太子の郤有りて、詐りて病と稱して朝せずは、古法に於いて誅に當つ。文帝忍びず、因りて几杖を賜う。德至って厚く、當に過を改めて自ら新たにすべきなるも、乃ち益ます驕溢し、山に即きて錢を鑄、海水を煮て鹽を爲し、天下の亡人を誘いて、謀りて亂を作さんとす。今、之を削るも亦た反し、之を削らざるも亦た反す。之を削らば、其の反すること亟やかにして禍い小ならん。削らざれば、反すること遲きも禍い大ならん。」と。（『史記』吳王濞列傳）

鼂錯は、諸侯王の反亂は避けては通れないものであり、その被害を最小限に止めるためには、封地削減によって諸侯王國を弱體化するほかはない、と主張する。この獻策が景帝に受け入れられたことにより、先にみたような諸侯王國に對する封地沒收が行われたのである。そのことは諸侯王側にも知られており、その證據に反亂の首謀者である吳王濞が諸侯王に送った檄文には、

以うに漢に賊臣有り、天下に功無く、諸侯の地を侵奪し、吏をして劾繫訊治せしめ、之を僇辱するを以て故と爲し、諸侯人君の禮を以て劉氏骨肉を遇せず、先帝の功臣を絕ち、姦宄を進任し、天下を詿亂し、社稷を危うくせんと欲す。陛下は病多く志失いて、省察する能はず。兵を擧げて之を誅せんと欲す、謹んで敎えを聞かん。（『史記』吳王濞列傳）

と記されるように、諸侯王封地の侵奪を進めた「君側の奸」鼂錯を取り除くことが目的とされている。

諸侯王對策に關する文帝から景帝への路線轉換は、鼂錯の獻策を受け入れたという事實が象徵しているが、それではなぜ、景帝は他の政策では文帝路線を繼承しながら諸侯王對策においては鼂錯の策を採用したのだろうか。[9] もちろん太子時代からの寵臣である鼂錯の策であればこそ採用したのだろうが、[10] それにしても文帝期までの穩健策からの急激な路線轉換は、一言でいえば拙速に過ぎるというものである。そこには何か諸侯王封地の回收を急がねばならない事情が他にあったことを疑わせる。

この疑問について興味深い指摘をしているのは張福運氏である。張氏はその論考「西漢吳楚七國之亂原因辨析」で、[11] 吳楚の亂の原因が景帝と鼂錯による過激な削地策にあることを認めつつ、吳王に叛意があるとして性急に削地策を進めた鼂錯の判斷の是非を檢證する。そのうえで、景帝と鼂錯の採った削地策は下策であって政治的判斷としては誤りであり、吳王濞をはじめとする反亂側も削地されなければ叛意を抱くことはなかった、としている。張氏の關心は、鼂錯の削地策に對する評價や本當に吳王濞に叛意があったのかどうかという心情を論ずることにあるが、その中で注目すべきは、景帝が鼂錯の削地策を採用した理由を檢討する第一章に當たる部分である。そこで張氏は、景帝が鼂錯の削地策を採用し性急なまでに諸侯王封地の收奪に向かったのは、皇子封建の封地を捻出するためであったと指摘している。後に詳しく見るが、確かに景帝には十四人もの皇子があり、彼らのうち皇太子を除く十三人が諸侯王として封建された。その事實から推して、張氏が述べるように、皇子封建のための封地不足を補うために景帝は諸侯王封地の削減に乘り出し、それに反發した諸侯王側が反亂をおこした、というのは十分に考えられるシナリオである。

張氏の指摘は吳楚七國の亂の原因として皇子封建の用地捻出があったとするに留まるが、實はこの景帝の皇子封建の問題は、單に吳楚七國の亂の原因というのにとどまらず、その後に行われた諸侯王國改革による王國統治權の回收へと向かう流れにも大きな影響を與えているように思われる。すなわち文帝期の穩健的な諸侯王國政策から、諸侯王封地の削減そ

して最終的に一元的な中央集權體制へと國制を再編することになった景帝期における諸侯王國政策の急激な路線轉換を説明する上で、この景帝とその皇子たちの存在、そしてそれを取り巻く宗室劉氏、さらには彼らが擔う郡國制のあり方は、重要な鍵を握っていると考えられるのである。

この張氏の指摘を出發點として、あらためて景帝と皇子封建について檢討を加え、そのことが吳楚七國の亂から王國制度改革へと展開する景帝期の國制再編にどのような影響を與えたのかについて、以下に見ていきたいと思う。

二　景帝劉啓と十四皇子

まずは景帝卽位以前の宗室全體の狀況から確認していこう。文帝末年における宗室劉氏の狀況を系圖にまとめたのが**【系圖1】**である。この系圖には文帝末年に諸侯王もしくは王子侯として封建されていた者を記載している。網掛けは文帝末年時點ですでに他界している者を、枠線は吳楚七國の亂で反亂側についた王侯を示している。

さて、**【系圖1】**から文帝末年の宗室の狀況を見てみると、當時の宗室は大きく分けて、太上皇から分岐した王家（燕・吳・楚）、高祖から分岐した王家（齊・淮南・趙）と文帝の皇子たち（梁・代）という三つに分類できる。系圖を見ても分かる通り、文帝期に宗室の中で大きな勢力となっていたのは、七王四侯を輩出していた齊王家である。それに比べて文帝の皇子は四人で、長子劉啓が太子となり殘り三皇子が封建されたが、梁に封建された劉揖は文帝十一年（前一六九）に落馬の怪我がもとで早世しているため、諸侯王として殘ったのは二人のみと少數である。呂氏專權後の皇統交替により文帝一族に皇統が移動したため、宗家である皇帝家と他の宗室諸侯王家との間に人員の面でアンバランスな狀態が生み出されたことになる。文帝十六年（前一六四）に行われた齊國の七分割、淮南國の三分割は、そうした宗家と諸侯王家とのパワーバランスを取る意味合いもあっただろう。

また、文帝にとって同世代の諸侯王で唯一殘っていた吳王劉濞も氣にかかる存在だろう。文帝の沒年齡は四十七歲であ

系圖１　文帝末年宗室劉氏系圖

【表１】　歴代皇帝卽位・在位表

	諡	諱	卽位年	卽位年齡	崩御年	沒年齡	皇帝位在年數	卽位前	太子位在年數	皇子數	備　考
1	高祖	劉邦	B.C.206	42	B.C.195	53	12	漢王	0	8	
2	惠帝	劉盈	B.C.195	16	B.C.188	22	7	太子	12	?	劉邦漢王卽位後、立太子
3	少帝	劉恭	B.C.188	?	B.C.184	?	4		?	0	惠帝崩御後、呂后により卽位
4	少帝	劉弘	B.C.184	?	B.C.180	?	4	恒山王	?	0	先帝廢位後、呂后により卽位
5	文帝	劉恒	B.C.180	24	B.C.157	47	23	代王	0	4	呂氏誅滅後、代王から卽位
6	景帝	劉啓	B.C.157	32	B.C.141	48	16	太子	23	14	父帝卽位後、立太子
7	武帝	劉徹	B.C.141	16	B.C.87	70	54	太子	9	6	兄太子廢位後、臨江王から立太子（B.C.150年）
8	昭帝	劉弗陵	B.C.87	8	B.C.74	21	13	太子	1	0	武帝崩御の直前に立太子
9	廢帝	劉賀	B.C.74	?	B.C.74	?	0	昌邑王	0	?	昭帝死後、卽位
10	宣帝	劉詢	B.C.74	18	B.C.49	43	25	民間	0	5	昌邑王賀廢位の後、陽武侯に、次いで卽位
11	元帝	劉奭	B.C.49	26	B.C.33	42	16	太子	18	3	B.C.67年に立太子
12	成帝	劉鶩	B.C.33	19	B.C.7	45	26	太子	15	0	父帝卽位翌年に立太子
13	哀帝	劉欣	B.C.7	19	B.C.1	25	6	太子	2	0	B.C.9年に定陶王から立太子
14	平帝	劉衎	A.D.1	9	A.D.5	13	4	中山王	0	0	三歳で中山王、哀帝崩御後卽位
(15)		劉嬰	A.D.6	2	A.D.8	4	2		0	0	宣帝の玄孫、楚孝王囂の曾孫、廣戚侯勳の孫

※『史記』『漢書』の本文ならびに注に引く臣瓚説をもとに作成した。なお、臣瓚の記す卽位年の誤りについては、吉本道雅「漢高祖生年考」（『立命館大學東洋史研究會會報』三八、二〇〇四）で指摘されており、本表もそれに従っている。

るが、(12) 一方の吳王劉濞は景帝三年（前一五四）の吳楚七國の亂の際に自らの年齡を「年六十二」（『史記』吳王濞列傳）と言っており、文帝崩御時には五十九歳だった計算になる。つまり劉濞は文帝よりも年上であり、宗室全體で見ても最長老の立場にあったわけである。たとえ庶家であったとしても宗室の長老は一目置かれていたはずである。例えば、呂氏誅滅後の新帝選定の際に發せられた燕王（當時は琅邪王）劉澤の、

> 今諸もろの大臣は狐疑して未だ定まる所有らざるなり。而るに澤は劉氏において最も年長たり。大臣もとより澤の決を待ちて計る。
>
> （『漢書』高五王傳）

との言は、宗室內部における長老の位置づけを示す格好の事例といえる。し

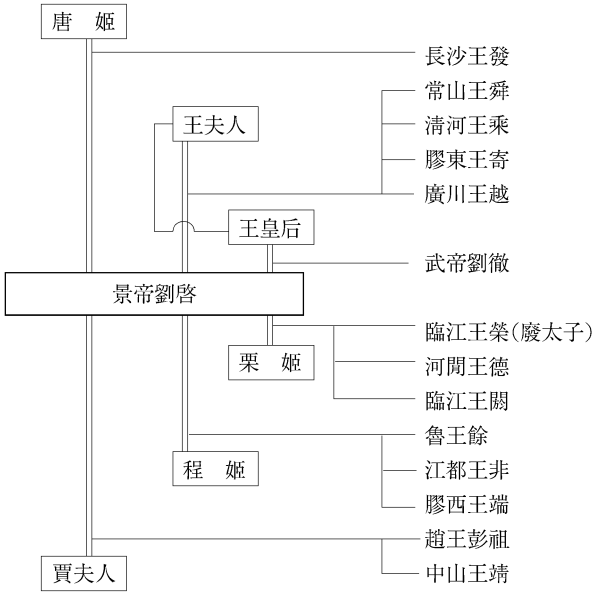

系圖２　景帝皇子系圖

かも文帝景帝親子と呉王家とは、呉王太子殴殺事件[13]以來、複雑な感情のあやが生じていたはずである。文帝が郡國制による統治體制を維持するために、宗室一族である他の王家に對し細心の注意を拂っていたのは、[14]新たに皇統を繼いだ文帝一族が、こうした宗室内の微妙なバランスの上に置かれていたからかもしれない。

では、そうした狀況の中に身を置いていた、太子時代の景帝劉啓について見ておこう。文帝の長子であった劉啓は、文帝卽位の年（前一七九）に立太子され、そのまま太子時代を過ごして帝位を繼いでいるが、實はこうした安定的な皇位繼承は前漢ではあまり見られない。**【表１】**は歷代皇帝の卽位・沒年齡や太子在位期間、皇子數などを一覽にした表である。前漢の皇帝十五人のうち父帝卽位直後に立太子され、そのまま皇帝位を繼承した皇帝は、實は惠帝、景帝、成帝の三人のみである。また皇太子にあった期間の長いのは劉啓（景帝）が二十三年、劉奭（元帝）が十八年、劉驁（成帝）が十五年となっている。武帝や昭帝は兄の廢太子をうけて改めて立太子されており、[15]その他は文帝のよ

うに先帝崩御後に長安に入り帝位に就いている。こうしてみると前漢時代の皇太子の地位はそれほど絶對的なものではなかったと考えられる[16]。そのなかで、景帝劉啓のように父帝の在位期間である二十三年間を皇太子として過ごせたのは珍しい例だといえるだろう。さらに卽位した年齡をみてみると、景帝は初代高祖を除く歷代皇帝の中で最も高齡の三十二歲で卽位している。それに次ぐのは元帝の二十六歲、文帝の二十四歲である。前漢時代は後漢時代に比べ幼帝がすくなく、そのため皇帝の權力が安定していたが、そのなかでも三十代での卽位というのは他に例を見ない。こうして比較してみると、景帝劉啓とは前漢時代の中でもっとも長期間にわたって安定した皇太子時代を過ごした皇帝なのである。

それが要因の一つとなったのかもしれないが、先ほどから述べているように、景帝には實に多くの皇子がいたのである。景帝は六人の妃の間に十四人の皇子を授かった（**【系圖2】**參照）。この皇子十四人というのは、他の皇帝と比べてみると際立って多い人數である。他の歷代皇帝を見てみると、高祖には八人、武帝が六人、宣帝五人、文帝四人、そして元帝には三人の皇子がいたが、そのほか實數の不明な惠帝を除けば[17]、殘りの四人の皇帝には皇子がいなかった。この中で見れば景帝の皇子十四人というのは飛びぬけて多い數字といえよう。

こうして見ると、景帝をとりまく狀況というのは、前漢時代の中でも特殊な狀況であったことが分かる。とりわけ十四人もの皇子の存在は、成員のそれほど多いとはいえなかった當時の宗室全體から見ても、皇室と他の王家とのバランスを覆すものであったといえる。そして景帝卽位後には、この十四人の皇子のうち皇太子を除く十三人が、諸侯王として封建されていくことになる。張氏の指摘は、この十三人もの皇子を封建する際の封地不足が問題となり、景帝をして鼂錯の諸侯王削地策を採用せしめ、引いてはそのことが吳楚七國の亂の原因ともなった、というものである。

しかし、景帝はなぜ十四人すべての皇子を封建しなければならなかったのだろうか。そもそも皇帝の皇子を封建することは、漢帝國にとってどのような意味をもっていたのだろうか。皇子を諸侯王として封建するという行爲は、歷代王朝でも頻繁に行われていることであるだけに、その意味や重要性についてはこれまで議論されることもなかった。しかし、景

帝のように十三人もの皇子を全て封建し、その過程で諸侯王の大規模な反亂が起きるという事態を目の當たりにすると、改めて漢朝にとっての皇子封建の意味を考える必要が生じてくる。

三　漢朝における皇子封建の意義

景帝が皇子を封建する際の事情を示す直接的な史料は殘されておらず、詳細は分からない。そこで手掛かりとなるのが、武帝の皇子について記した『史記』三王世家である。武帝には六人の皇子がいた。そのうち初めに太子となった戾太子劉據と末子の昭帝劉弗陵は封建されておらず、他の四皇子が封建される。そのうち齊王劉閎、燕王劉旦、廣陵王劉胥の三人が元狩六年（前一一七）に封建されるが、その際に皇子を諸侯王として封建することを奏請する大臣たちとそれを拒否する武帝との間で、皇子封建の意味について議論が交わされている。三王世家には、そのときの上奏文や詔敕がそのまま記載されている。[18] そこで行われている武帝の皇子封建に關する議論の推移をまとめると次のようになる。

① 霍去病による皇子の諸侯王封建の上奏。御史に下す。
② 丞相らの協議の結果、皇子を諸侯王に封建することを奏請。
③ 武帝、皇子の諸侯王封建を拒否、列侯として封建することを協議させる。
④ 丞相ら、再び皇子を諸侯王に封建するように奏請。
⑤ 武帝、再び拒否。再度列侯として封建するように下す。
⑥ 丞相ら、皇子を諸侯王として封建するよう再度奏上。上奏文とどめ置かれる。
⑦ 丞相ら、重ねて奏請。
⑧ 武帝による裁可。

ここでは臣下の奏上→皇帝による辭讓が繰り返されており、やや形式的な感は否めない。しかしその過程において、臣

下が皇子を諸侯王に封建することがどういう意味を持つのかについて武帝に繰り返し説いており、そこから漢朝にとっての皇子封建の理念的な重要性が窺える。

例えば、②では、最初に丞相らが皇子封建の意義について、「古は、地を裂き國を立て、諸侯を並べ建て以て天子に承くるは、宗廟を尊び社稷を重んずる所以なり。」と、古來より諸侯を封建していたのは宗廟社稷を尊重することにつながっていたからであると述べ、皇子封建が漢の宗廟社稷を重んじることになると主張している。また③から④にかけても、周の故事を引きつつ、一族を封建することが「宗廟を尊び社稷を重んずる所以」であることを再度説いている。しかしいずれも武帝はその奏請を拒否し、⑤で大臣たちに皇子の列侯封建を議する旨を下げ渡している。そこで大臣らは、⑥で今度は高祖の子弟封建の事例を持ち出してくる。

高皇帝、亂世を撥め諸を正に反えし、至德を明らかにし海内を定め、諸侯を封建し爵位二等なり。皇子或は繦褓に在りて、而して立ちて諸侯王となり、天子に奉承するは、萬世の法則たりて、易うべからず。……（中略）……今、諸侯の支子封ぜられて諸侯王に至り、而して皇子を家とし列侯となさんとす。臣青翟、臣湯等、窃に伏して之を孰計するに、皆な以爲えらく尊卑序を失い、天下をして失望せしむ、不可なり、と。臣請うらくは臣閎、臣旦、臣胥を立てて諸侯王となさんことを。

ここで丞相たちは、高祖の皇子たちが幼少でありながら諸侯王に建てられて天子の命を奉承した故事は「萬世の法則」であり「易うべからざる」ものであると武帝を説得している。この奏上は宮中に留め置かれるが、その間に大臣らは再び奏上する。

……臣青翟等、窃に列侯臣壽成等二十七人と議するに、皆曰く以爲うに尊卑序を失わん。高皇帝天下を建て、漢の太祖となり、子孫を王とし、支輔を廣む。先帝の法則を改めざるは、至尊を宣ぶる所以なり、と。臣請うらくは史官をして吉日を擇びて、禮儀を具えて上らしめ、御史をして輿地の圖を奏せしめ、他は皆な前の故事の如くせん。

ここでも再び高祖の故事を擧げ、皇子封建は「先帝の法則」であり、それを改めないのは至尊の德を宣揚するためである、と丞相たちは重ねて皇子の封建を請願するのである。ここに至って、ようやく武帝も皇子の諸侯王封建を制可し、劉閎は齊王、劉旦は燕王、劉胥は廣陵王に封ぜられ、それぞれの封地に赴くことになったのである。このやり取りの中で、皇子封建の際に大臣たちが武帝を説き伏せる言説として持ち出している內容は、當時朝廷が皇子封建をどのように認識していたのかを示している。その內容とは、一つには周の封建故事より「宗廟を尊び社稷を重んじる」ためであり、それによって「尊卑の序を保つ」ためである、ということ。そして二つ目が高祖の子弟封建の事例を引き、至尊を宣揚するためにも「先帝の法」は改めてはならない、というものである。

實はこれと同じようなやり取りが、文帝卽位直後の皇太子選定の際にも見られる。文帝による立太子は卽位から二ヶ月後の文帝元年（前一七九）正月に行われたが、ここでも有司による奏請と文帝による辭讓を繰り返し、三度目の奏請によりようやく立太子されるという形をとっている（『史記』孝文本紀）。その際に有司が立太子を進める理由として擧げているのは、「蚤く太子を建つるは、宗廟を尊ぶ所以なり。太子を立てんことを請う。」（一度目の奏請）、「豫め太子を建つるは、宗廟社稷を重んじ、天下を忘れざる所以なり。」（二度目の奏請）と、やはり宗廟社稷を尊重するというものである。さらに二度目の奏請に對して文帝が、皇子の他にも楚王劉交や吳王劉濞、淮南王劉長などの有德の一族がいるとして固辭すると、今度は、

> 高帝親ら士大夫を率いて、始めて天下を平らぐや、諸侯を建て、帝者の太祖と爲れり。諸侯王及び列侯の始めて國を受くる者皆亦た其の國の祖と爲れり。子孫嗣を繼ぎ、世世絕えざるは、天下の大義なり。故に高帝は之を設けて以て海內を撫せり。今宜しく建つべきを釋てて更に諸侯及び宗室より選ぶは、高帝の志に非ざるなり。

と、ここでも有司は「高祖の志」を持ち出して文帝を說得している。

この事例と先の武帝の皇子封建の事例を見比べると、奏請と辭讓を繰り返す手順やその言い回しなど、共通點が多く、

やはり形式的な意味合いが強いと考えられる。とりわけ「宗廟・社稷」については、宗室關連の政策によく見られ、いわば修辭的な文言の可能性が高い。その點では、武帝の皇子封建で重視された「宗廟・社稷の尊重」「先帝の法則の遵守」も、修辭的な表現であるかもしれない。しかし、こうした發言が公式になされたということは、少なくとも理念のうえでは、皇子封建は皇太子の册立とならぶ重要な義務として意識され、その中で「宗廟・社稷」「先帝の法則」が重要視されていたといえる。この二つのうち「宗廟・社稷の尊重」が説かれる際には、皇帝はいずれも皇子の未熟や不德を理由に拒否しているが、最終的には「先帝の法則」「高祖の志」によって裁可するにいたっている。こうしてみると「先帝の法則」「高祖の志」のほうがより重い意味を持っていたと考えられる。封建に關わって「先帝の法則」といえば、まず想起されるのが高祖十二年（前二九五）のいわゆる「白馬の盟」である。「白馬の盟」とは、高祖劉邦が崩御の直前に一族功臣たちと交わした「劉氏に非ずんば王たるを得ず、功有るに非ずんば侯たるを得ず」（『史記』絳侯周勃世家）という盟約のことであり、兩漢を通じて「高祖の約」として語られている[19]。この盟約については、夙に大庭脩氏が法的な拘束力はさほどなかったことを指摘しているが[20]、後漢に至るまで幾度も言及されているところをみると、漢朝における封建に對して、少なくとも一定の制約として機能していたともいえる。その「白馬の盟」は、直接的には劉氏以外の者を王にしないことを述べているが、裏を返せば、血緣的な紐帶によって結びついた宗室諸侯王の存在が大前提であることを、漢帝國の「祖法」として承認させたものとも言えよう。こうした前提のうえに、高祖が自らの皇子すべてを封建したという故事が重なり、先にみたような「先帝の法則の遵守」という理念が強調されたものと考えられる。

一方、こうした理念的な面からだけではなく、現實的な效用という面からも、景帝にとって皇子封建は重要な政治課題であったと考えられる。

漢代になって採用された郡國制とは、言い換えれば封建諸侯王による分割統治である。しかし、諸侯王封建による分割統治には分裂の危機が絕えず附きまとう。高祖による同姓諸侯王の封建は、そうした分裂の危險性を血緣的な繫がりによ

って補完するためにとられた施策だったと言える。しかし、血縁世襲を前提とする封建制では、世代交代のたびに皇帝と諸侯王との血縁關係は遠くなることは避けられない。この點について鋭く指摘したのが、文帝のブレーンであった賈誼である。賈誼の主張は『新書』の中にまとめられているが[21]、彼の主張で最も有名なのが、いわゆる分國策である。

> 天下の治安、天子の憂い無きことを欲せば、衆く諸侯を建てて其の力を少くするに若くは莫し。力少ければ則ち使うに義を以てし易し。國小さければ則ち邪心無し。（『新書』藩彊）

賈誼がこの分國策を行う上で念頭におく、すなわち諸侯王の中で最も脅威であると考えるのが、血縁關係の疎遠となった高祖封建の諸侯王の子孫である。賈誼は當時の文帝が置かれた狀況について、

> （楚）元王の子は帝の從弟なり、今の王は帝の從弟の子なり。（齊悼）惠王の子は親兄の子なり、今の王は兄の子の子なり。親しき者或いは地を分かつなくして以て天下を安んじ、疏き者或いは大權を專らにして以て天子に偪まる。（『新書』大都）

と言い、血縁關係の疎遠となった諸侯王が廣大な封域を有し、大權を保持している狀況を憂いている。そうした狀況に對して賈誼は、文帝が皇子を封建した代、淮陽のみが藩屛として頼りにできると説く。

> 今恃む所の者は代、淮陽二國のみ。皇太子も亦た之を恃む。臣の計の如きは、梁以て齊趙を捍ぐに足り、淮陽以て吳楚を禁むるに足る。（『新書』益壤）

賈誼は二人の皇子、すなわち代王劉參と淮陽王劉武こそ、藩屛として頼れるものとし、劉參を代より梁に移し、梁・淮陽それぞれの封地を大きくすることでその力を最大限に生かし、東方の疎遠となった諸侯王への押さえとすることを主張した。結果的には、文帝はこの獻策の一部を採用するのみで、劉武を梁に移し要地を抑えさせたが、劉參は自身の故國である代の地に殘したのである。いずれにしても、賈誼の分國策は、諸侯王の封地を細分化したうえで、血縁的に關係の濃い皇子王を置くことで、藩屛として皇子王國の效果を期待したものだったと言える。

文帝から景帝への代替わりの際には、當然、賈誼が憂慮したよりもさらに世代交代が進むことになる。賈誼が皇太子の恃みと擧げた文帝皇子も、代王劉參が薨去したために梁王となった劉武が殘るのみとなっていた。そのほかの諸侯王はみな從兄弟以上の關係でしかなく、しかもそのほとんどが文帝さえも氣配りを忘れなかった齊王家と淮南王家の諸侯王だった。しかも景帝のブレーンである鼂錯が最も警戒した、吳王劉濞も未だ健在だったのである。[22] こうした狀況をみれば、血緣的に疎遠な諸侯王の封地を削ってまで、自らの皇子の封地を確保しようとするのも無理からぬものといえるだろう。新皇帝による皇子封建の效用とは、宗室封建による分割統治にとって構造的な問題となる血緣的紐帶の弛緩を再び強化するものであり、兄弟の少ない景帝にとっては皇子の封建は自らの地位を保つうえでも重要な政治課題であったといえよう。

漢帝國が始まっておよそ五十年、高祖より數えて三世代目にあたる景帝の時代は、郡國制による分割統治を支える血緣的紐帶が弛緩しつつある時期であった。しかし、ただ血緣的紐帶の強化という現實的な效用を考えるのみならば、數人の皇子を要地に置けば事足りるかもしれない。現實的に考えれば、十三人の皇子すべてを封建する必要はなく、かえって餘分に封地捻出することで諸侯王との軋轢が增すことは郡國制統治の維持にとって逆效果になりかねない。しかし、皇子封建は高祖の先例を源として漢皇帝の正統性にかかわる理念として重要視されていた。高祖劉邦が皇子すべてを諸侯王として以來、惠帝、文帝とも皇太子を除く皇子すべてを諸侯王に封じている。[23] このことは、漢帝國はその成立以來、皇子の處遇方法としては諸侯王に封ずる以外の手段を持たなかったことを意味している。

以上のような推論に大過ないとすれば、景帝が十四人の皇子たちすべてを諸侯王として封建することは、皇帝としての正統性を主張し、郡國制による統治を維持するための重要な政治課題だったといえる。しかも景帝の場合、三十二歲という卽位年齡を考えるならば、皇子の多くがすでに封建可能な青年に達していただろう。となれば、皇子封建はなおさら急がねばならなかったはずである。父帝の路線の繼承を謳った景帝が、卽位直後から鼂錯の獻策を採用し諸侯王國の封地を削奪していったのも、そうした抜き差しならない事情があったと考えると合點がいく。皇子すべてを封建するためにはそ

れだけ封地が入用となる。それではその封地はどこから持ってくるのか。景帝の皇子の多さは、單に子寶に恵まれたといった氣樂な慶事などでは收まらず、皇子封建を行う漢朝にとっても、またすでに廣大な封域を有する太上皇・高祖系の諸侯王にとっても無視できない、喫緊の問題となっていたのであろう。

四　景帝による皇子封建の過程

ではあらためて景帝による十三皇子封建の過程をみていこう。その際に何處の土地を皇子王の封地として捻出したかについても注意を拂っていきたい。

まず景帝二年（前一五五）の段階で六皇子が封建される。漢の直轄郡であった南郡と汝南郡、淮陽郡には、それぞれ劉閼、劉非、劉餘を封建し、長沙に劉發を封じた。長沙の地は漢初に吳芮が封建されて以來、唯一殘された異姓諸侯王國であったが[24]、前年に靖王吳著が薨去し、嗣子がなく廢され直轄地となっていた。したがって、この四皇子は漢が直接統治していた地域を割いて封建されたことになる。しかし、のこる劉德と劉彭祖の封じられた河間と廣川は、直前まで趙國の封域であったところを漢が接收した地域であった。先にも引用したとおり、『史記』吳王濞列傳によれば皇子封建のあった景帝二年に「趙王に罪有り、其の河間郡を削る」とあるが、景帝はこの時削った河間郡を河間、廣川の二國に分けて二皇子を封建したのである[25]。さらに翌年、楚から東海郡が削られ、吳は吳・鄆の二郡を削られることになり、これを直接の契機として吳楚七國の亂が勃發するのである。景帝が皇太子であったころから、景帝の皇子の多さは諸侯王側にも知られていたであろう。その皇子たちが景帝の卽位後に諸侯王として封建され、何處からか封地を捻出しなければならないことも、諸侯王側は承知していたはずである。いや、恐らくは、自らの封地がその對象となるのではないかと、大變な危機感をもって狀況を見守っていたのではないだろうか。そしていよいよ景帝が卽位するや、その危惧が現實のものとなったのである。多くの諸侯王が反亂に荷擔したのも無理からぬものだったのかもしれない。

先述の通り、呉楚七國の亂はわずか三カ月で鎭壓された。[26] 反亂に與した諸侯王はいずれも殺されるか自殺に追い込まれているが、その後の彼らの封地の多くに、景帝の皇子が封建もしくは徙封されている。まず反亂の首謀者であった劉濞の呉國は、三郡のうち呉郡を漢の直轄地とし、のこる鄣郡と東陽郡に汝南王に封ぜられていた皇子劉非を徙封し江都國とした。楚國については、他の反亂國とはやや事情が異なっている。『漢書』楚元王傳には、

文帝元王を尊寵し、子生まるるや爵を皇子に比す。景帝卽位するや、親親を以て元王の寵子五人を封ず。

とあり、楚王家は以前から、文帝・景帝の特別な恩寵をうけていた。そのためか、呉楚の亂に際して楚王戊、宛朐侯埶と二人の反亂者を出しながらも王家の存續を許され、楚王戊の叔父で宗正の役職にいた劉禮が楚王の位を繼ぐことになった。ただし楚國の一郡であった魯郡は魯國として割かれ、景帝皇子で淮陽王であった劉餘が徙封されている。この二つの皇子徙封によって、景帝二年に漢の直轄郡であった汝南と淮陽を割いて封建された二皇子は、舊諸侯王領に封國を移され、漢朝は汝南、淮陽を元通り直轄郡にすることになった。また膠西、膠東の兩國にはそれぞれ劉端、劉徹が封建された。この膠東王劉徹、すなわちのちの武帝は、景帝七年（前一五〇）に廢太子劉榮に替わって皇太子となるが、その劉徹のあともやはり皇子の劉奇が膠東王に封建されている。菑川と濟南については、濟南は漢の直轄郡とされたが、菑川には反亂に加わっていなかった齊王家の濟北王劉志が徙封されている。趙國については、反亂以前に河閒と廣川に皇子封建がなされたことは既に述べたが、反亂後さらに分割され、趙、中山、清河、常山の各郡に、それぞれ景帝の皇子が封建・徙封されていった。趙に廣川王劉彭祖が徙封され替わって廣川には劉越が封建、中山には劉勝、清河には劉乘、常山には劉舜が、それぞれ封建された。これら反亂諸侯王封地に對する皇子封建・徙封は、おもに反亂直後の景帝三年（前一五四）から景帝五年（前一五二）の閒に行われ、最終的に景帝が十三皇子すべてを封建し終えたのは、常山に劉舜を封建した景帝中五年（前一四五）のことである。

以上が反亂國に對する處置であるが、先にも述べたとおり反亂に荷擔した諸侯王のほとんどが皇子王に插げ替えられて

いる。つまり反亂國の封地を得ることで、景帝は十三皇子すべてを封建し終えることができたともいえるのである。その結果、皇子すべてを封建し終わった景帝中五年時點で諸侯王國は二十一國になり、そのうちの半數以上にあたる十一國が皇子王の統治する國となった[27]。景帝卽位時點では十六國あった諸侯王國のうち、景帝に近い諸侯王は、同母弟の梁王劉武しかいなかった[28]。その點でいえば、皇帝に最も親しく賴みとなる諸侯王が增えたのは確かである。しかし、そのために諸侯王封地の削奪という「荒療治」を行うこととなり、その結果、諸侯王の反亂という大きな痛みを經驗したこともまた事實である。

血統による世襲を行っている以上、皇帝の代替わりによる宗室成員の增加は避けられず、また「漢の祖法」から皇子封建による諸侯王國の增設もまた不可避である。しかし、そのたびごとに宗室閒で同樣の軋轢が生じることは漢帝國の命運を左右しかねない問題である。ただ、漢の建國當初は宗室成員が少なく、また文帝の皇子が少數だったこともあって、こうした問題は顯在化することなく來ていた。それが、長く安定した皇太子時代を送り、十四人もの皇子に惠まれた景帝の治世になってはじめてこうした問題が噴出したのである。その意味では景帝治世であったがゆえに表面化し得た問題とも言えるだろう。景帝皇子の封建問題についてはひとまず解決をみたものの、諸侯王國の增加とその封地不足という根本的な問題は、依然とした殘されたままだったのである。

五　宗室封建問題と國制再編

（一）　景帝中五年王國官制改革

景帝が皇子を全て封建し終えた景帝中五年（前一四五）、まさにその年に行われたのが、冒頭に紹介した諸侯王國に對する官制改革であった。この改革については既に別稿にて檢討しているが[29]、本論に關係するところを改めて確認しておこう。

先引「百官表」のうち、王國改革について述べるのは次の箇所である。

景帝中五年、諸侯王をして復び國を治るを得ざらしめ、天子爲に吏を置き、丞相を改めて相と曰い、御史大夫、廷尉、少府、宗正、博士官を省き、大夫、謁者、郎、諸官の長丞は皆な其の員を損なう。

ここでは、王國官制への改革はすべて景帝中五年（前一四五）に行われたように記されているが、本紀では若干異なる。

中三年冬、諸侯の御史中丞を罷む。

中五年夏、……更めて諸侯の丞相を命づけて相と曰う。（『史記』孝景本紀）

（中）三年冬十一月、諸侯の御史大夫の官を罷む。

（中五年、秋八月）更めて諸侯の丞相を名づけて相と爲す。（『漢書』景帝紀）

中三年（前一四七）のこととして、王國官制のうち『史記』では御史中丞、『漢書』では御史大夫の官を廃止したとあり、官名に齟齬が見られるが、いずれにしても本紀と百官表の記事をあわせて考えるならば、まず中三年に御史に關わる官職が廃止され、次いで中五年に、丞相の相への更名と「百官表」に記載されるその他の官職に改廃が行われたということになる。[30] この改革の目的は諸侯王を王國統治から切り離すことにあったが、それは王國の官僚機構に對する改廃によって行われたのである。

御史の官は、「公卿の奏事を受け、劾を擧げ章を按ず」（「百官表」）とあるように、漢朝においては、祕書官として官僚機構との間を繋ぐパイプ役であり、また文書の起草や彈劾などを掌る官職だった。とくに漢初においては、例えば高祖十一年（前一九六）に出された賢人を推擧させる詔が、「御史大夫昌は相國に下し、相國酈侯は諸侯王に下し、御史中執法は郡守に下し、…」とあるように、皇帝の詔敕はまず御史大夫から相國（＝丞相）に下され、御史中執法すなわち御史中丞から各郡に下されていた。漢初の諸侯王國の制度が漢朝のものと同等であったならば、[31] こうした仕組みは諸侯王國にも當てはまるものと考えられる。つまり、諸侯王國においても、漢朝と同様に諸侯王の命令は御史の官を通じて傳えられてい

たのである。また諸侯王國では、王國内における官吏任用にも御史が關わっていた。文帝期に淮南厲王劉長に送られた帝舅薄昭の手紙には、「今、諸侯子の吏と爲る者は、御史主り……」（『漢書』淮南衡山濟北王傳）とある。「諸侯子」とは諸侯王國に屬する民のことであり[32]、王國の民で官吏となる者は御史官の管轄だったのである。

このように、王國における御史官は、諸侯王が王國統治を行う上で非常に重要な位置にあった。その御史官を廢止することは、諸侯王を王國統治から切り離すには最も效果的な施策といえよう。そのほか中五年に除かれた王國官は、治獄を掌る廷尉、王室家產に關わる少府、諸侯王の一族の管理を擔當する宗正などであるが、王家の家產は王による恩賜の財源にもなったと考えられ、司法權にあたる治獄と併せて考えれば、いわば爲政者の「アメとムチ」に相當するものである。これらも諸侯王の王國統治に直接關わる職掌といえよう。また廢止された博士や減員となった大夫、謁者、郎などは、それぞれ諸侯王のブレーンであり手足として統治には缺かせない存在である。彼らの廢止や減員も、やはり諸侯王を王國統治から切り離すことを目的としたものであろう。

この改革ののち、王國の行政は、孫星衍輯本『漢舊儀』卷下に、

王國は太傅、相、中尉各一人を置き、秩二千石、以て王を輔く。僕一人、秩千石。郎中令、秩六百石、官を置くこと漢官官吏の如し。郎、大夫、四百石以下は自ら調除す。國中には內史一人を置き、秩二千石、國を治ること郡太守の如し、都尉職事は、吏屬を調除す。相、中尉、傅は國政に與るを得ずして、王を輔くるのみ。有爲に當りては、書を移して內史に告ぐ。內史の傅、相、中尉に見ゆるに、禮は都尉の如くす。

とあるように、內史が郡太守と同樣に王國の統治行政をし、相、中尉などの王國官は諸侯王を輔導し、諸侯王は王國の租稅によって生活するのみとなったのである[33]。

こうしてみると、皇帝による一元的中央集權體制を確立したとされるこの改革は、表面上では官制の改革という形をとりながらも、それによって實質的に諸侯王を王國統治から切り離すという巧妙なものだったといえよう。諸侯王から行政

權を回收するとなれば、例えば諸侯王を一堂に會してその王國統治權を皇帝に返還させるといった大々的なものとして行われることも想定できる。しかしそのような大々的なものとしてではなく、王國官僚機構に對する改革として、しかも諸侯王が王國を統治する上で缺かせない官職を取り除くことで行われたのである。

（二）　國制轉換の契機

この改革によって諸侯王は王國統治から外され、その結果、漢帝國はその全土を皇帝が直接統治することになった。すなわち、漢初の郡國制から「實質的な郡縣制」へと國制を轉換したのであるが、それでは景帝によるこの改革はどのような目的で行われたのだろうか。果たして、諸侯王權力の削減と皇帝による一元的統治體制への移行を目的として行われたものだったのだろうか。冒頭に掲げたこの問題について、これまでの考察で得られた狀況を積み重ねることで推論してみたい。

高祖により導入され、文帝によって繼承整備されつつあった漢初の郡國制とは、秦の始皇帝によって一つにまとめられた廣大な地域を、有效に統治するための施策であった。當時の統治制度の成熟度からすれば、漢帝國の領域は一元的な中央集權統治をするには廣すぎ、人・物の移動に大きな負擔がかかる。そのことは文帝期に一時直轄地となった淮南に對する賈誼の次の發言が示している。

> いま淮南の地の遠きこと、或いは數千里、兩諸侯を越えて漢に縣屬す。其の吏民の繇役にて長安に往來する者、自ら悉して中道の衣の敝を補い、錢の諸費に用うるも此れに稱い、其の漢に屬するを苦しみて王を得んと欲すること甚だしきに至りて、逋逃して諸侯に歸する者、已に少なからず。（『漢書』賈誼傳）

秦帝國の瓦解の引き金となった陳勝吳廣の亂が、戍役に驅り出された移動中に發生したことを考えるならば、賈誼のこの指摘は正鵠を射たものといえる。こうした現實を踏まえたうえで漢が採用したのが郡國制である。それは漢帝國の領域

を戰國の枠組みをもとに分割してそれぞれを一つの行政單位とし、その枠組みのなかで郡縣制による中央集權統治を行わせる、というものだった。この漢初郡國制の最大のメリットは、官民雙方に郡縣制による中央集權統治の行政經驗を、負擔の少ない形で蓄積し得るということ、さらにはその中心に皇帝と同樣の權限を與えた宗室諸侯王を配置することで、帝國全土に劉氏による支配に對する馴化を促す、というものであった。[34] しかしその一方で郡國制の孕む構造的な缺陷も併存していた。それは分割した地域が漢朝に背き、帝國が分裂するという可能性である。これに對し漢は、宗室劉氏を諸侯王として配置することで分裂の危險性を少しでも和らげようとした。高祖劉邦が甥の劉濞を吳王に封ずる際にいい含めた有名な文句、「天下は同姓にして一家たり、愼んで反するなかれ。」（『史記』吳王濞列傳）からは、天下は劉氏一族で治めるのだという高祖の意識が窺える。[35]

しかし構造的に內在しているこの缺陷は、たとえ宗室諸侯王を配したといえども避けられず、文帝三年（前一七七）の濟北王劉興居の反亂や文帝六年（前一七四）の淮南王劉長の謀叛事件などによって現實のものとなった。しかし、これに對して文帝は、そのつど當該王家や宗室全體に對して恩典を賜與することによって調整し、分裂の危機を乘り越えていった。つまり高祖から文帝までは、郡國制が抱える缺陷を織り込みながら支配の有效性を重視し、郡國制による統治を整備していったのである。

しかし、この織り込み濟みのはずの郡國制の缺陷が、景帝卽位直後に吳楚七國の亂という形で突如として噴出した。それは直接的には諸侯王國封地の削減に端を發しているが、景帝が性急なまでに諸侯王封地の收奪を進めた背景には、皇子封建のための封地捻出があったと考えられる。そもそも皇子封建のための封地を用意するには、漢朝の直轄郡を充てるか、もしくはすでに封建した諸侯王國の封地を割いて充てるかの何れかしか方法はない。漢朝の直轄郡を割けばそれだけ漢の支配領域が狹まり、自らの首を絞めることになりかねない。となると、諸侯王國の封地を割いてそこに皇子を封建することになる。景帝はこの方針を採用し、卽位直後から諸侯王封地の削減を敢行したのである。

呉楚七國の反亂は、文帝期に起こった二つの諸侯王謀叛事件とは、反亂の規模以上にその性質が明らかに異なっている。すなわち濟北王劉興居の場合は呂氏誅滅の論功行賞への不滿からの反亂であり、淮南王劉長は皇弟として增長し、そのことから謀反の嫌疑をかけられたものである。それにひきかえ、呉楚七國の反亂は、皇子封建を引き金とした宗室間の軋轢がピークに達したところでの反亂である。こうした性質をもつ反亂は、宗室諸侯王の存在を前提とした郡國制にとっては非常に重い意味を持つものである。

この呉楚七國の亂は、皇統側の勝利に終わり、景帝は大規模な反亂を經驗しつつも、最終的にはすべての皇子を諸侯王として封建し終えることができた。しかし、皇子封建にともなう封地の捻出とそれによる諸侯王國封地の削減は、景帝以降も皇帝の代替わりごとに經驗しなければならない。なぜならば、皇帝による皇子封建は「先帝の法」によって規定された皇帝の重要な責務であり、皇子を處遇する唯一の方法だったからである。この、漢の祖法である皇子封建を維持し續けることは、常に宗室諸侯王内に軋轢を生じさせることになり、それによって郡國制の構造的缺陷である分裂の危險性が極限まで增大するという事態を繰りかえすことになる。郡國制による統治體制の抱える「闇」の部分が、多數の皇子を封建しなければならなかった景帝治世において、急速に顯在化してきたといえよう。

さらに問題となるのは諸侯王國の增加とそれに伴う規模縮小である。景帝が皇子封建を終えた時點で諸侯王國は二十一國になっていた。高祖十二年（前一九五）には十王國だったものが、文帝十六年（前一六四）の齊、淮南の分割により增加し、景帝元年（前一五六）の時點では十六王國が立っていた。それがさらに景帝皇子封建により二十一にまで增加したのである。この諸侯王國の增加は既存の諸侯王國を分割し、新たに諸侯王を封建したことによるもので、結果的にはそれぞれの諸侯王國の規模は縮小した。しかも景帝期に入ると複數の郡を領有していた諸侯王國の邊郡を收納し、王國はほぼ一郡と重なる領域となった。[36] これは一見すると諸侯王國勢力の弱體化、皇帝權力の強化につながるものと見ることができる。しかしこうした視點は、皇帝と諸侯王を權力争いの二項對立の視點から捉えたものであろう。ここで忘れてはならないの

は、漢初の郡國制における諸侯王は封國統治を行っていたという事實である。すなわち宗室諸侯王は分割された漢帝國の一部の統治を委ねられており、漢朝と諸侯王とを同一の視點から見るならば、漢朝も諸侯王國も、等しく漢帝國の地方統治の一部分を擔っていたことになるのである。漢初の諸侯王國の行政は一國內でほぼ完結しており、王國間における人材の交流も盛んではなく、自國以外から人材を登用するような制度は存在していなかった[37]。さらに景帝四年（前一五三）には、「復び諸もろの關を置き傳を用いて出入せしむ。」（『漢書』景帝紀）とあるように、文帝期に撤廢していた國境の關を再び機能させており、人や物の移動はより嚴しく監視されるようになった。こうした狀況下において、王國の細分化がすすみ、王國の封域が一郡と變わらなくなるほど縮小すれば、數郡を有している時に比べて、國內で供給できる人材や財源はおのずと限られてくるはずである。また自然災害への對應や漕渠建設などの廣域行政を行う上でも、獨自裁量の小王國がいくつもある狀態では帝國全體での事業は行いにくいだろう。

このように考えると、王國の封域縮小という事態は、權力爭いの面からみれば漢朝の相對的強化ということになるが、漢帝國全體の統治という視點から見れば、地方統治の質の低下を意味することになる。郡國制が漢帝國全土を效果的に統治するために採用された統治システムである以上、王國數の增加に伴う統治の質の低下は、郡國制による統治體制自體を搖るがすことになってしまうのである。

以上のように、景帝期になって俄かに顯在化してきた問題、すなわち宗室成員增加と封建原理の維持のはざまで分裂の危險性が增大、さらに王國數增加に伴う地方統治の質の低下を招くという狀況は、郡國制という統治體制を採用したときの效用を減殺させ、逆にその缺陷が際立ってきたことになるのである。

とはいえ、皇子封建や宗室諸侯王の存在は漢帝國の大前提であり、宗室封建はその後も維持しなければならなかった。漢朝としては、宗室諸侯王閒の軋轢による反亂などの事態を招くことなく、なおかつ封建原理を遵守した皇子・宗室封建を安定的に維持し續けるための解決策を早急に打ち出す必要が生じてきた。そしてその解決策が、王國官制を改編するこ

とで諸侯王を王國統治から切り離すということだったのではないだろうか。[38] 諸侯王を王國統治から切り離せば、王國の名を殘しながらも實質的には漢の直轄地となり、新たな封建に際しても、統治システムに變更を來すことなく王國を設置することができる。そうなれば、わざわざ他の王國から封地を奪うことなく皇子封建が可能となる。つまり景帝中五年の改革によって、封建の名目は殘しながら、既存の諸侯王との無用な軋轢や漢朝直轄地の減少を招くことなく皇子封建を維持することができるようになるのである。[39] ただそれは、漢初以來整備してきた郡國制による分割統治を諦め、廣大な帝國領域の一元的な統治に國制を轉換することを意味している。しかし、十三人もの皇子の封建を行うなかで吳楚七國の亂という大きな危機を經驗した景帝は、郡國制のもたらす危險性の顯在化を見てとり、國制の大きな轉換を決斷したのではないだろうか。

この改革によって、結果的には漢初の郡國制による分割統治體制は變更を餘儀なくされ、天下全土を皇帝の直接統治下に置く一元的な中央集權體制へと國制は移行した。それによって、それまで郡國制によって補われていた帝國統治の樣々な問題が噴出することになり、それらはすべて武帝期に積み殘された課題となった。[40] そのことからも、郡國制が廣大な帝國領域の統治に一定の效力を果たしていたことが分かる。しかし、景帝の治世の中でその效用を打ち消すほどの問題——宗室封建の維持とそれによる宗室間の軋轢——が顯在化し、諸侯王による王國統治をあきらめざるを得なくなったのである。郡國制から郡縣制へと移行することとなったこの改革は、一元的統治體制を目指した封建諸侯王抑損を目的としたものではなく、皇子・宗室封建という漢の祖法を遵守しようという努力の痕跡であり、むしろ宗室諸侯王という存在とそれを生み出す封建原理とを維持するために行われたものだったのである。

結果的に、この改革によって領域面での一元化はなされたが、眞に漢帝國の一元的中央集權體制が整備されるには、武帝期以降の制度・思想兩面での、皇帝支配體制の確立を待たねばならなかったのである。

おわりに

高祖から武帝に至るまでの漢朝と諸侯王國との關係について、司馬遷は次のように要約している。

漢定まりて百年の間、親屬益ます疎く、諸侯或は驕奢にして、邪臣の計謀に伏(なら)いて、淫亂をなす。大なるは叛逆し小なるは法に軌はずして以て其の命を危うくし、身を殞とし國を亡う。天子上古に觀、然る後に惠みを加え諸侯に恩を推して子弟に國邑を分かつを得しめ、故に齊は分れて七となり、趙は分れて六となり、梁は分れて五となり、淮南は分れて三となる。及び天子の支庶子の王となり、王子の支庶の侯となるもの百有餘たり。吳楚の時の前後、諸侯或いは適を以って地を削らる。是を以って燕、代に北邊郡無く、吳、淮南、長沙に南邊郡無く、齊、趙、梁、楚の支郡・名山・陂海は咸な漢に納れらる。諸侯稍く微にして、大國は十餘城を過ぎず、小侯は數十里を過ぎず、上は以て貢職を奉ずるに足り、下は以て祭祀に供養するに足り、以て京師に藩輔す。而るに漢の郡は八、九十、形は諸侯の間に錯わり、犬牙して相い臨み、其の阨塞の地利を秉り、本幹を彊くし、枝葉を弱くするの勢なり。尊卑明らかにして萬事各おの其の所を得たり。臣遷謹んで高祖以來太初に至るまでの諸侯を記し、其の下に益損の時を譜し、後世をして覽るを得しめん。形勢彊しと雖も、之を要するに仁義を以て本と爲さん。（『史記』漢興以來諸侯王年表）

司馬遷のまとめるところは、血緣の疎遠になった宗室諸侯王が大きな權力を背景に暴逆となり、それを受けた文帝の分國策、景帝の削地策、武帝の推恩の令を經て、諸侯王はその力を失うに至った、というものである。この司馬遷の敍述をそのまま受け取れば、景帝の諸侯王國削減と吳楚七國の亂、さらにはその後に行われる王國改革についても、從來言われていた通り、一貫した諸侯王抑損政策の中で行われたものとしたほうが自然なのかもしれない。しかしこの敍述は、あくまでも漢初に行われた一連の出來事を司馬遷自身の歷史觀に基づいてまとめたものである。その證據に、ここに記された出來事は必ずしも時系列順に並んではおらず、また「之を要するに仁義を以て本と爲さん」と述べることからも、この記

述には司馬遷の歴史觀が大きく反映されているといえるだろう。

もちろん、景帝中五年の改革で一元的な中央集權體制へと移行したことは歴史の示すところであり、否定することはできない。しかし始皇帝の郡縣制の全國施行から武帝期の一元的中央集權體制に挟まれた、漢初郡國制の時期について、それを一貫した中央集權化への志向による諸侯王抑損政策の遂行と捉えることは歴史を俯瞰したうえで得られる結果論的な視點ではなかろうか。すくなくとも文帝の時代までは、獨自裁量の諸侯王國の存在を否定することなく、むしろ王國の存在を前提とした郡國制による國制整備が行われていたのである。(41) ではなぜ景帝期になって諸侯王封地の削減、吳楚七國の亂、そして王國改革が行われたのか。なぜ郡國制から實質的な郡縣制へと移行することになったのか。本稿で述べてきたことはその問いに對する一つの回答である。

限られた史料から推論に頼らざるを得ない點もあったが、一元的中央集權體制を自明のものとする視點ではない、新たな景帝期の像は提示できたのではないかと考えている。謹んで諸賢の御批正を請いたい。

註

（1） 布目潮渢「吳楚七國の亂の背景」（『和田博士還曆記念東洋史論叢』大日本雄辯會講談社、一九五一）、鎌田重雄「漢朝の王國抑損策」（『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會、一九六二）、紙屋正和「前漢諸侯王國の官制――內史を中心にして――」（『九州大學東洋史論集』第三號、一九七四）、稻葉一郎「吳楚七國の亂について」（『立命館文學』第三六七・三六八號、一九七六）、秋川光彥「前漢文帝の對諸侯王策――吳楚七國の亂の一背景として――」（『大正大學大學院研究論集』第二五號、二〇〇一）など。

（2） 拙稿「郡國制の再檢討」（『日本秦漢史學會會報』第六號、二〇〇五）。

（3） 『史記』孝文本紀「太史公曰、孔子言、必世然後仁。善人之治國百年、亦可以勝殘去殺。誠哉是言。漢興至孝文四十有餘載、德至盛也。廩廩鄉改正服封禪矣、謙讓未成於今。嗚呼、豈不仁哉。」。『漢書』文帝紀「贊曰、……專務以德化民、是以海內殷富、興於禮義、斷獄數百、幾致刑措。嗚呼仁哉。」。

（4） 文帝の評價については、佐藤達郎「前漢の文帝――その虛像と實像――」（『古代文化』第五二卷八號、二〇〇〇）、宮宅潔「「二年律令」研究の射程――新出法制史料と前漢

文帝期研究の現状――」（『史林』第八九巻一號、二〇〇六）を參照。

（5）『漢書』景帝紀「春正月、詔曰、間者歲比不登、民多乏食、夭絕天年、朕甚痛之。郡國或磽陿、無所農桑畜。或地饒廣、薦草莽、水泉利、而不得徙。其議民欲徙寬大地者、聽之。夏四月、赦天下。賜民爵一級。遣御史大夫青翟至代下與匈奴和親。五月、令田半租。秋七月、詔曰、吏受所監臨、以飲食免、重。受財物、賤買貴賣、論輕。廷尉與丞相更議著令。廷尉信謹與丞相議曰、吏及諸有秩受其官屬所監、所治、所行、所將、其與飲食計償費、勿論。它物、若買故賤、賣故貴、皆坐臧爲盜、沒入臧縣官。吏遷徙免罷、受其故官屬所將監治送財物、奪爵爲士伍、免之。無爵、罰金二斤、令沒入所受。有能捕告、畀其所受臧。」。なお匈奴に遣使した「御史大夫（莊）青翟」は陶青の誤りである。注に「臣瓚曰、此陶青也。莊青翟乃自武帝時人。此紀誤。」とある。

（6）『史記』吳王濞列傳には「豫章郡會稽郡」とあるが、會稽郡については、漢初には吳郡と呼ばれており、會稽郡に改められたのは景帝以後のことである。また豫章郡は、當時淮南國の封地であり、これは鄣郡の誤りと考えられる。瀧川龜太郎『史記會注考證』、周振鶴『西漢政區地理』（人民出版社、一九八七）參照。

（7）『史記』貨殖列傳には、「吳楚七國兵起時、長安中列侯封君行從軍旅、齎貸子錢、子錢家以爲侯邑國在關東、關東成敗未決、莫肯與。唯無鹽氏出捐千金貸、其息什之。三月、吳楚平、一歲之中、則無鹽氏之息什倍、用此富埒關中。」とあり、商賈も勝敗がどちらに轉ぶか判斷に苦しむ狀況であった。

（8）文帝治世の諸侯王對策については、拙稿「郡國制の再檢討」（前掲）參照。

（9）司馬遷は『史記』孝景本紀の讚で吳楚七國の亂に陷った原因を「以諸侯太盛、而錯爲之不以漸也。」と、鼂錯が急速な削地を行ったからだとする。しかしその策を採用し實行に移したのは、あくまでも景帝である。

（10）景帝にとって鼂錯は太子時代からの寵臣であることは間違いないが、反亂勃發後には袁盎の進言を受けて速やかに鼂錯を處刑している（『史記』吳王濞列傳）。

（11）張福運「西漢吳楚七國之亂原因辨析」（『人文雜誌』二〇〇三年第五期）。

（12）『漢書』文帝紀注引く臣瓚は、文帝の沒年齡を四十六としているがこれは誤りである。後段の**【表1】**を參照。

（13）入朝していた吳の太子と皇太子であった劉啓とが、ともに博をしていた時に爭いとなり、劉啓が吳太子を博局で毆殺した事件。それ以來吳王劉濞は入朝を拒否するようになったが、文帝はそれを咎めず、老年を理由に机杖を賜い入朝を免除している（『史記』吳王濞列傳）。

（14）拙稿「郡國制の再檢討」（前掲）。

（15）武帝は景帝四年（前一五三）に膠東王として封建されたが、景帝七年（前一五〇）に廢太子劉榮に替わって立太子されている。昭帝の場合は、征和二年（前九一）のいわゆ

る「巫蠱事件」により自殺に追い込まれた戾太子に替わって、武帝の崩御間近の後元二年（前八七）に立太子され、その後すぐに崩御した武帝の後を繼いで卽位した。

（16）皇太子の地位の不安定さは、皇帝の嫡妻としての皇后位が未確立だったことに關係しているのかもしれない。漢代における皇后位の確立については、保科季子「天子の好逑――漢代の儒教的皇后論――」（『東洋史研究』第六一巻第二號、二〇〇二）參照。

（17）『史記』孝文本紀によれば、文帝擁立の際に大臣らが「子弘等は皆な孝惠帝の子に非ず、宗廟を奉ずるべからず。」と述べており、惠帝の諸皇子は、いずれも惠帝の實子ではない疑いが當時からあった。

（18）三王世家の史料的意義については、大庭脩「史記三王世家について――漢代公文書の樣式よりみた研究覺書――」（『史泉』第二三・二四合併號、一九六二）を參照。

（19）高祖の約については、增淵龍夫「戰國秦漢時代における集團の「約」について」（新版『中國古代の社會と國家』岩波書店、一九九六所收）を參照。

（20）大庭脩「「制詔御史長沙王忠其定著令」について」（『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二所收）。なお、李開元「漢初軍功受益階層と漢代政治」（『漢帝國の成立と劉邦集團』汲古書院、二〇〇〇所收）にも白馬の盟に關する考察がある。

（21）賈誼『新書』の史料的性格については、城山陽宣「賈誼『新書』の成立」（『日本中國學會報』第五六集、二〇〇四）を參照。

（22）景帝卽位時の諸侯王は、梁王劉武（景帝弟）、代王劉登（景帝甥）、齊王劉將閭、城陽王劉喜、濟北王劉志、濟南王劉辟光、菑川王劉賢、膠西王劉卬、膠東王劉雄渠（以上齊王家）、淮南王劉安、衡山王劉勃、廬江王劉賜（以上淮南王家）、吳王劉濞、楚王劉戊、趙王劉遂、燕王劉嘉の十六王であった。

（23）惠帝の皇子については、前揭注（17）のとおり、史書には惠帝の實子でない可能性が指摘されているが、それでも六人が惠帝の皇子として呂后によって封建されている。

（24）吳丙はその忠を稱えられ、唯一の異姓諸侯王として殘されることを令に著されている。大庭脩「「制詔御史長沙王忠其定著令」について」（前揭）參照。

（25）周振鶴『西漢政區地理』（前揭）參照。ちなみに、『漢書』高五王傳には同年のこととして「鼂錯過を以て趙の常山郡を削る」とあり、漢朝は同時に常山郡も削り、漢の直轄地としている。

（26）反亂の經緯については前揭注（1）諸論文參照。とくに稻葉一郎「吳楚七國の亂について」に詳述されている。

（27）景帝十三皇子のうち臨江王の劉閼が景帝四年（前一五三）に、太子を廢され同じく臨江王に封ぜられた劉榮が中二年（前一四八）に薨去しており、中五年段階では十一皇子が諸侯王として健在であった。

（28）異母弟の代王劉參は、文帝後二年（前一六二）に薨じ、嗣子劉登に代替わりしている。

（29）王國官制改革の經緯と改革によって生じた問題については、拙稿「景帝中五年王國改革と國制再編」（『古代文化』第五六巻第一〇號、二〇〇四）を參照。

（30）梁玉繩『史記志疑』は「百官表、省諸侯王御史大夫、與改丞相爲相、並在中五年。此與漢紀書于中三年、未知孰是、而中丞之稱則誤也、中丞乃御史大夫之屬。」といい、どちらが正しいか判斷しがたいが、『史記』の「御史中丞」は「御史大夫」の誤りではないかとしている。拙稿「景帝中五年王國改革と國制再編」（前揭）參照。

（31）賈誼『新書』等齊には漢朝の制度と諸侯王國の制度が等しいことが記されており、また『漢書』諸侯王表には諸侯王國が「宮室百官京師と制を同じくす」とある。

（32）李開元「漢初軍功受益階層の成立」（『漢帝國の成立と劉邦集團』汲古書院、二〇〇〇、所收）。

（33）『史記』五宗世家「太史公曰、……自吳楚反後、五宗王世、漢爲置二千石、去「丞相」曰「相」、銀印。諸侯獨得食租稅、奪之權。其後諸侯貧者或乘牛車也。」。

（34）拙稿「郡國制の再檢討」（前揭）。

（35）この一句の解釋について尾形勇氏は、「同姓」は「劉」ではなく「漢」を意味しているとする（『中國古代の「家」と國家』岩波書店、一九七九）、「吳王劉濞と「天下一家」」（『岩波講座世界歷史』第三巻月報、岩波書店、一九九八）。

（36）『史記』漢興以來諸侯王年表に「吳楚時、前後諸侯或以適削地、是以燕・代無北邊郡、吳・淮南・長沙無南邊郡、齊・趙・梁・楚支郡名山陂海咸納於漢。」とある。邊郡收納の時期については、拙稿「景帝中五年王國改革と國制再編」（前揭）參照。なおこの王國邊郡の收納も、皇子封建の用地捻出のための政策の一環かもしれない。

（37）漢初には王國の枠を越えた制度的な人事は行われていなかった。拙稿「漢初人事考」（『史泉』第九九號、二〇〇四）參照。

（38）淺野哲弘「前漢景帝の對諸侯王政策の一考察――梁王武の擁立事件を中心に――」（『立正大學大學院年報』第九號、一九九一）は、景帝中五年改革が行われた直接的な契機は、梁王武が自らを皇太子に擁立しようとして失敗、その恨みから漢の大臣を暗殺した事件をうけて、諸侯王政策の必要性を認識したことにある、とする。景帝がこの時期に諸侯王や宗室封建にたいして何らかの改革を必要と感じたという認識は、本論と共通している。

（39）この時、地方行政組織と封建諸侯王とが切り離されたことは、實質的な統治權を含むことを前提としていた「封建」が、より形式的・儀禮的な「封建」へと變容したことを意味していよう。このことは、中國における封建概念の變化を考える上で重要な意義をもつのではないだろうか。また、その後の王朝においても宗室封建が盛んに行われ得たのは、この改革によって封建の意味が變容したことと關係があるかもしれない。中國における宗室處遇の歷史的展開を考える上でも重要な改革であると考えられる。

（40）拙稿「景帝中五年王國改革と國制再編」（前揭）。

（41）工藤卓司「『賈誼新書』の諸侯王國對策」（『日本中國學會報』第五六集、二〇〇四）も、文帝が採用した賈誼の分國策が、宗室諸侯王國の存在を前提としたうえで、血縁的紐帯を維持しようとしたものだったと指摘する。

THE BACKGROUND OF EMPEROR JING'S POLICY CHANGE ON THE COMMANDERY AND PRINCIPALITY SYSTEM DURING THE FORMER HAN DYNASTY

SUGIMURA Shinji

The commandery and principality system 郡國制, which had been introduced by the founder of the dynasty, was effective in governing the broad territory of the empire, and by the time of Emperor Wen, the commandery and principality system became the organizing principle of the national government system. Why then was there a shift in policy in the time of Emperor Jing? This article is an attempt to consider the background of the policy toward feudatory princes 諸侯王 in the reign of Emperor Jing, which has heretofore been understood in terms of the process of the centralization of power, from a new standpoint.

Emperor Jing, who had more than 14 sons, contrived to whittle down the territory of the feudal princes in order to enfeoff the princes in the traditional Han manner. By doing this, he increased friction among members of the imperial clan. The process brought about the rebellion of the seven states of Wu Chu and others. The result was a victory for the Han, and the former territory of the rebellious states was awarded to the princes, and thus Emperor Jing was able to complete the enfeoffment of the princes. However, the maintenance of the principle of enfeoffment beyond this point would evoke friction among members of the imperial family, and might invite more turmoil. Moreover, the trouble of the decreased quality of the rule of outlying regions due to the partition of principalities arose. While these problems were related to the personal circumstances of Emperor Jing having many princes, one can surmise that the problem suddenly became manifest with the change in the royal house in the accession of Emperor Wen and the passing of three generations since the founding of the dynasty when the number of members of the royal house increased.

The measure taken in response to the problem in the commandery and principality system that arose in this way was the reform of the principalities in the fifth year of Emperor Jing. By cutting off the feudatory princes from ruling their feoffs, it became possible to enfeoff them without impacting regional rule and causing unnecessary friction among members of the royal house. The goal of this reform was not intended to be a one-dimensional system of rule, suppressing the feudatory

princes, but it showed signs of being an effort to maintain the traditional Han system of enfeoffing princes of the royal house, and it was conducted to sustain the existence of the feudatory princes of the royal house and the principle of feudal enfeoffment born thereof.

THE SYMBIOTIC RELATIONSHIP BETWEEN NOMADIC AND OASIS-CENTERED STATES: AS SEEN IN THE CASE OF THE WESTERN TÜRK AND GAO-CHANG KINGDOM UNDER THE ROYAL HOUSE OF QU

ARAKAWA Masaharu

This article employs the Turfan documents to address the Gao-chang kingdom under the royal house of Qu 麴氏高昌國 of Turfan and the nomadic state of the Western Türks 西突厥 who supported it and to analyze the multifarious symbiotic relationships built up between the two. As a result of this analysis, it has become clear that the core of the symbiotic relationship built up between the nomadic and oasis-centered states was the mutually beneficial relationship of the dispatch and organization of missions by various khans and various nomadic groups and their acceptance by oasis-centered states. In other words, it is thought that the leaders of the various nomadic groups in nomadic states dispatched Sogdians in the region as their agents or assigned them to accompany the missions to the oasis-centered states, and they gained the opportunity to purchase various luxury goods stored in the oases while securing food and lodging, and in addition they sold their own products or transit trade goods. In other words, the dispatch of these missions amounted to organizing a caravan for trade. Moreover, these missions in providing an opportunity for safe long-distance travel brought together many individual Sogdian traders, who originally had no relationship to the missions.

On the other hand, for the oasis-centered states the dispatch of the embassies by nomadic groups and their reception meant not simply the prevention of plundering by the nomadic states, but also these embassies brought prosperity through an increasingly thriving trade as a result of leading and protecting many Sogdian traders.

In addition, these oasis-centered states themselves dispatched missions to various locations under the order established through the nomadic states' rule. In